

平成23年3月5日（土）午後1時
五條市高病原性鳥インフルエンザ対策本部
担当課 農林商工観光課
0747-22-4001 内線 272、390

市内における高病原性鳥インフルエンザの発生について（第5報）

～鶏の殺処分及び埋却の終了、周辺農場の感染確認結果、 移動制限区域の縮小及び家きん卵の出荷再開について～

五條市高病原性鳥インフルエンザ対策本部では、県等と連携をとりながら、まん延防止のため全力を尽くしております。

1 鶏の殺処分及び埋却の終了

3月4日午後0時21分に発生農場の全ての鶏の殺処分（殺処分羽数：104,943羽）が終了しました。

3月5日午前2時57分に発生農場における全ての鶏の埋却が終了しました。

2 周辺農場及び疫学関連農場の立入検査

周辺農場及び疫学関連農場の立入検査で陰性が確認され、高病原性鳥インフルエンザ防疫指針に従い、農林水産省と県が協議した結果を受けて、3月5日午前10時をもって移動制限区域の範囲を半径10kmから5kmに縮小し、5～10kmの範囲で搬出制限区域を設定しました。

3 家きん卵の出荷再開について

これを受けて、高病原性鳥インフルエンザ防疫指針に従い、下記の事項を条件として家きん卵の出荷が再開されました。

- ① 出荷まで毎日死亡鶏の数を家畜保健衛生所に報告すること
- ② 出荷開始日又はその前日に、家畜保健衛生所の臨床検査を受けて異常がないことを確認すること

4 高病原性鳥インフルエンザに関する情報提供

鶏肉・鶏卵は安全です。

家きん卵、家きん肉を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは、世界的にも報告されていません。

今後も全ての防疫措置が完了するまで、ホームページによる情報提供を続けていきます。

【報道機関へのお願い】

- (1) 発生農場及び近隣農場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れもあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- (2) 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないように、ご協力お願いいたします。